

# 令和6年度東京都児童相談体制等検討会 第2回（区部）

## <議事要旨>

### 1 会議概要

#### (1) 開催日時

令和7年2月10日（月）午後2時00分から3時30分

#### (2) 開催方法

対面開催

### 2 議事内容

#### (1) 児童相談体制の強化に向けた令和6年度の取組状況、令和7年度の取組

都事務局より資料「児童相談体制の強化に向けた令和6年度の取組状況」「児童相談体制の強化に向けた取組状況・令和7年度の取組（案）」に基づき説明

#### (2) 令和7年度の児童相談体制等検討会の進め方

都事務局より資料「令和7年度児童相談体制等検討会の進め方（案）」に基づき説明

#### (3) 区市町村の取組

大田区、豊島区、練馬区より資料に基づき説明

※日野市については資料提供

### 【主な意見交換等】

#### ア 業務の標準化

- ・ 東京ルールの運用状況の検証や見直しに当たり、今回確認や検証したものを、児相と子家センの現場同士が具体的に確認できる場や、現場に浸透させる工夫が重要。

#### イ 個別ケースに係る専門性向上

- ・ 困難ケース対応等の事例を共有するシステムの構築に当たり、各自治体において様々な相談対応をしているところ、どのようなケースを「困難」事例とするか、明確にする必要がある。
- ・ 子家センにおける個別の困難事例等に関する相談支援を行う窓口（以下、「専門相談窓口」と記載。）の設置に関して、児相設置区における子家センと児相間の関係と、児相非設置自治体における子家センと児相間の関係は若干異なると思う。第1回検討会の資料においては、子家センからの相談の一義的な窓口は管轄児相という説明

だったが、どのような整理を考えているか。

(都回答) 子家センからの相談は、まずは管轄の児相が受けることが原則。そのうえで、例えば解決が難しい困難事例や、児相が関与していないケース等で子家センが対応に困ったケース、法的・医療的等の専門的な相談を必要とする場合等、都児童相談センターに設置する相談窓口を活用してもらいたい。また、児相設置区における子家センと児相は、独立した位置づけであり、都児相と子家センとの関係とは違うものと認識。都の相談窓口への相談が必要と判断した場合に、都の仕組みを活用してもらえれば良い。

- ・ 専門相談窓口設置に向けて、これまで区市町村から確認された内容を教えてほしい。
- (都回答) 令和6年6月に行った児童相談体制の現状把握のための調査に基づき、複数箇所の子家センに個別のヒアリングを実施。児相が関与せず地域で支援しているケースにおいて、虐待事案における医学的な所見や、外国籍や夫婦間の問題に関連した法的な相談等の相談をしたい等の意見があった。
- ・ 各現場のケースワークにおいては、待ったなしの様々な判断が求められる。今後設置予定の専門相談窓口についても、各現場からの相談について、スピード感がほしい。

#### ウ 人材育成の共同推進

- ・ 新たな人事交流の実施について、令和8年度の実現に向けて検討を進める、という理解で良いか。
- (都回答) 良い。都も含め、各自治体の人員体制の状況等を踏まえながら、また、派遣期間等、交流の在り方等について協議をしながら検討を進めたい。
- ・ 都全体の児童相談業務に係るスキルアップをしていくには、相互に学ぶために都区間・区間の交流を計画的に進めていくことが必要。

#### エ 子家センの体制強化と連携強化

- ・ 国の「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)」においても指摘されているように、児童福祉部門と母子保健部門の連携は非常に重要。令和7年度の具体的な取組に、「子家センと母子保健部門の連携強化に向けた取組を推進」とあるが、子供の命を守るためには、子家センや母子保健部門だけではなく、児相がどう関与するかも非常に重要と考える。東京ルールの見直しにも関わるが、児相も含めた児童福祉部門と母子保健部門の連携強化が必要と考える。
- ・ 令和元年度の児童福祉法改正により児童相談所に必置とされた保健師が、児相と地域の母子保健部門のスムーズな連携を進めるキーマンになると考える。地域の保健師と児相の保健師の連絡会やお互いの理解のための研修等ができるとういことが、そのためにも児相における保健師の体制の強化が必要である。
- ・ 都児相において保健師は会計年度任用職員としての配置であり、任用面では特別区と

の横の連携など行いにくいと思われるが、専門職としての知見は児相の業務において非常に重要な役割を果たしており、地域との連携における役割について、検討が進むと良い。

- ・ 「こども家庭センター体制強化事業 支援効果モニタリングシステム（以下、「アンケート集約システム」と記載。）」について、今後の展開予定等を教えて欲しい。

（都回答）アンケート集約システムは、ゆとり尺度を重要なツールとして位置づけ、区市町村が妊産婦に実施するアンケートの結果をゆとり尺度に基づき分析し、次の支援につなげられるようにするもの。有識者による集約データの分析、フィードバック・スーパーバイズも併せて実施。子供家庭センター体制強化事業の中で実施していくもので、今年度は14自治体が事業を実施しているが、令和7年度には30自治体以上の事業活用が見込まれており、是非各自治体での活用を検討して欲しい。

#### オ ケアニーズの高い児童への専門的な支援

- ・ 都立児童養護施設の入所率が民間に比して高くない状況はあるが、個別ケアを特に要する児童の受入れ先として、都立児童養護施設に大変期待している。都立施設職員向けコンサルティングの実施により、具体的にどのような効果や手ごたえがあったか。

（都回答）施設職員向けのコンサルティングにあたり、事前に児童に関わる職員全員に対して、専門職向けケアプログラムの研修を実施しており、同じ考え方や目線で子供の対応に当たることができ、支援が円滑にできるとようになっている。また、子供への対応等について治療指導課の医師からの医療的なポイントの具体的な助言を受け、支援につなげている。始まったばかりの取組であり、今後分析等を行っていききたい。

都立児童養護施設については、人材確保が厳しい状況や、民間では受入れが進まない個別ケアが必要な児童や高齢児を受入れている実情がある。建物の改築や人材確保、治療指導課によるコンサルティング等により、より多くの子供を受け入れられるよう、都としてバックアップをしていきたい。

#### カ 令和7年度の児童相談体制等検討会の進め方

- ・ 施設への入所調整に係る取組は、区児相としても関心が高い事項であり、都区間で調整して進めていく必要があると考える。児相業務の根幹に関わる部分でもあり、また情報セキュリティの面では自治体内での検討も必要となるため、仕組みづくりに向けた検討においては、区児相へも早めに情報共有の上、今年度の施設の空き情報の「タイムリーに見える化」ツール開発時のように、区児相も交えた丁寧な検討プロセスをお願いしたい。